株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町一丁目 6番地 1 パ ス ロ ジ 株 式 会 社 代表取締役社長 小川 秀治

### 第23回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 23 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月28日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年9月29日(木曜日)午後4時
- 2. 場 所 東京都千代田区神田神保町一丁目6番地1 タキイ東京ビル 7階 当社会議室
- 3. 目的事項
  - ・報告事項

第 23 期 (2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで) 事業報告の内容報告の件 第 23 期 (2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

以上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいま すようお願い申し上げます。
- 〇株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社 ウェブサイト(https://www.passlogy.com/)に掲載させていただきます。

### (添付書類)

### 事業報告

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(2021年7月1日から2022年6月30日)におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症により、停滞傾向であった企業の設備投資も持ち直しの動きが見られますが、原材料の供給不足や原油価格の高騰等による物価上昇には十分注意すべき状況です。

当社が属するITセキュリティ業界におきましては、需要は持ち直しつつあるものの、半導体不足の影響により、関連製品の供給に遅れが見られる状況です。また、新型コロナウイルス感染症対策によって活発化した「テレワーク」導入の動きも一段落し、関連するITセキュリティ製品の需要も落ち着きつつある状況です。

このような市場・経営環境の中で、当社の主力製品「PassLogic (パスロジック)」は、 業務システムやクラウドサービスへのリモートアクセスにおいて、「不正アクセス防止に最 適な本人認証システム」として、既存顧客による追加案件及び新規案件の受注が安定的に推 移し、当事業年度において新規に約5.3万 ID の契約を獲得いたしました。その結果、当事 業年度の売上高は408,489 千円(前事業年度比2.1%増)となりました。

一方で、中長期的な事業拡大とそれに伴う管理体制の強化のため、従業員の増員と本社移転を実施いたしました。また、当社及び当社製品のブランド価値向上のため、広告宣伝活動を実施いたしました。その結果、主に給与手当、賃借料、広告宣伝費が増加したことにより、営業利益は74,300千円(前事業年度比34.6%減)、経常利益は86,103千円(前事業年度比28.7%減)、当期純利益は76,759千円(前事業年度比10.4%減)となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当事業年度において、本社を移転いたしました。

また、茨城県鹿嶋市の鹿島神宮に隣接した土地を購入いたしました。当該土地は当社設立 20 周年記念事業として鹿島神宮に奉納した御手洗池口鳥居の至近にあり、神宮参拝者向けに 当社事業に関する広告宣伝の看板を設置いたしました。今後につきましては、従業員の福利 厚生や施設利用予約及び入室に使用する本人認証システムの実証実験のための施設、当社設立 25 周年記念事業等に利用する予定です。

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は 78,286 千円であります。その主な内 訳は、市場販売目的のソフトウエアの制作費、鹿島神宮隣接地購入費、及び本社移転に伴う 工事費であります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の表記は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

### (3) 資金調達の状況

当社は三井住友銀行より、2021年7月に総額80,000千円の運転資金の借り入れを実施い

たしました。なお、当該借り入れにあわせて、同じく三井住友銀行からの融資残高 36,438 千円については、全額繰り上げ返済しております。この結果、安定した資金繰りが可能となっております。

### (4) 事業の譲渡等

特記すべき事項はありません。

### (5)対処すべき課題

当社は、「ITを安全・快適に利用できる社会に」をスローガンに、ITシステムへの不正アクセスを防止する本人認証システムの開発・提供を通じて、社会に貢献することを活動目標としております。当社の主力製品「PassLogic」は、業務システムに向けた本人認証システムのため、企業や団体の IT 利用の普及や、技術革新、テレワークをはじめとした生活・業務形態の変化が当社の業績に大きく影響します。

今後の国内 IT 市場動向及び IT セキュリティ業界の動向といたしましては、政府機関や各業界で活発化している「デジタル・トランスフォーメーション (DX) 」の進行により、情報のデジタル化が進み、頻発するサイバー攻撃から情報を守るために本人認証の重要性が増すものと考えております。

このような業界動向を踏まえ、当社が、当社製品・サービスの開発・提供にあたって認識 している経営上の重要課題は以下のとおりであります。

### ①技術革新への対応

当社の属するソフトウエア業界は技術革新の進捗が早く、革新的な製品・サービスの出現により、業界標準や顧客需要、使用環境の急激な変化が起こる可能性を常にはらんでおります。このような事業環境の中、当社が継続的に事業規模を拡大させていくためには、先端技術の情報収集及び製品への反映を積極的に進めていく必要があります。

当社はこれらの顧客需要や、課題に対応できる体制を継続的に整えてまいります。

### ②人材の確保・育成

当社が今後成長するにあたっては、研究開発を進めるための優秀な IT 技術者の確保と育成が重要な課題だと認識しております。

IT業界における技術者の人材不足も顕在化する中、技術職・営業職を中心に優秀な人材の採用を積極的に進めてまいります。併せて、既存の技術者を育成することによる全体の技術レベルの底上げに取り組んでまいります。

また当社は、従業員のワークライフバランスを重視し、残業ゼロへの取組みやテレワーク を可能とする就業形態の整備、オフィスの設備・機能の充実化等、従業員が能力を最大限に 発揮できるよう、勤務体制・組織体制の改善に注力しております。

### ③市場の変化への対応

デジタル・トランスフォーメーションが進むにつれ、情報セキュリティ対策を疎かにする

ことが企業価値の毀損を招く可能性があることが広く認知されるようになり、情報セキュリティ対策は企業活動における必須事項であるということが共通認識となりつつあります。さらに、従来は業務システムを社内ネットワーク内に設置することが一般的であった中、クラウド技術の発達により、業務システムのクラウド上への設置や、クラウドサービス(SaaS)の利用といった「クラウドシフト」が発生しています。

また、2020 年初頭より始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、IT セキュリティ業界にも大きな影響をもたらしました。感染症発生当初には、その対策として「テレワーク」の導入が活発化し、関連製品・サービスの需要が加速しましたが、現時点ではその需要も落ち着きを見せつつある状況です。さらに、感染症及びその対策によって、サプライチェーンの稼働が鈍化した結果、半導体不足が発生し、関連製品の供給が停滞しました。今後も原材料の供給不足や原油価格の高騰、欧州情勢、各種通貨の為替レートの円安基調による変動等により、企業の設備投資が削減され、市場に影響を及ぼす可能性があります。

このような市場の動きによる顧客需要の変化に合わせて、製品・サービスの内容及び提供 方法を迅速に適応させることが重要だと認識し、新機能・新規連携製品の追加や新規販売経 路の構築に注力してまいります。

### ④ブランディング

IT サービスの普及と IT 犯罪の増加によって、本人認証は IT ネットワーク社会におけるインフラとして重要な要素となっております。

認証セキュリティ製品・サービスは、効果的なものほど被害に遭わないため、顧客が効果 を実感する機会がほとんどなく、また、顧客が導入実績を公表しない傾向にあります。そし て、導入にあたっては、開発企業の信用力が求められる製品になります。

そのため、当社製品・サービスの拡販のためには、当社そのものの認知の拡大と、当社製品・サービスの認知度・信頼性の向上のためのブランディング活動に、積極的に取り組む必要があると考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対策として、従来は顧客への接点の一つとして大きな効果のあった展示会のあり方も変化が求められているように、当社の情報発信や需要の喚起方法、製品・サービスを必要とする人にアプローチする手法といった面についても見直しが必要となっております。適宜、新たな情報発信手段を検討し、実行してまいります。

### ⑤海外展開

当社は、社内の技術者のみで開発を行う純国産技術の認証システムの提供企業として、国内企業向けのサービス提供を主体に事業を展開しております。一方で、インターネットを経由したサービスの提供やデータのやり取りに国境を感じる事は少なくなり、企業が利用するサービスの導入を検討するに際しても、サービス提供企業の国籍が阻害要因になることも少なくなっております。

情報セキュリティ市場の拡大に伴い、国内外を問わず認証技術の開発が進む中、海外企業の技術がデファクトスタンダードになる可能性も排除することはできません。

そのような中、当社としても、将来の海外への事業展開を見据え、人材確保や研究開発に

### 取り組んでまいります。

### (6) 財産及び損益の状況

		第 20 期	第 21 期	第 22 期	第 23 期
					(当期)
売上高	(千円)	300, 833	426, 360	400, 122	408, 489
経常利益	(千円)	89, 004	174, 667	120, 749	86, 103
当期純利益	(千円)	59, 612	110, 294	85, 630	76, 759
1株当たり当期純	<b>!利益(円)</b>	29 円 82 銭	55円16銭	42円83銭	38円39銭
総資産	(千円)	417, 068	551, 193	556, 823	663, 870
純資産	(千円)	230, 258	297, 426	361, 667	393, 735
1株当たり純資産	(円)	115円16銭	148 円 76 銭	180円89銭	196円 93 銭

<sup>(</sup>注) 当社は、2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いましたが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (7) 重要な親会社及び子会社の状況

当社には親会社等はありません。重要な子会社等もありません。

### (8) 主要な事業内容(2022年6月30日現在)

当社はセキュリティソフトウエアの開発・提供を主たる事業としております。

### (9) 主要な事業所等(2022年6月30日現在)

本 社 東京都千代田区神田神保町一丁目6番地1

### (10) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

従業員数(名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37 (1)	3	42. 2	3. 8

<sup>(</sup>注)従業員数欄の( )外数は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマー)であり、最近1年間の平均雇用人員を記載しております。

### (11) 主要な借入先の状況(2022年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	69, 517 千円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項(2022年6月30日現在) 該当事項はありません。

### 2. 会社の株式に関する事項(2022年6月30日現在)

(1)発行可能株式総数

8,000,000 株

(注) 当社は、2021 年 10 月 5 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行い、これに伴う定款変更により、発行可能株式総数を 4,000,000 株から 8,000,000 株に変更しております。

(2)発行済株式の総数

2,000,000株(自己株式の600株を含む)

(注) 当社は、2021 年 10 月 5 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行い、発行済株式総数は 1,000,000 株から 1,000,000 株増加しております。

(3) 株主数

26 名

(4) 大株主 (上位 10 名)

	株 主 名	持 株 数	持株比率
		(株)	(%)
小川	秀治	1, 321, 800	66. 10
小川	美樹子	200, 000	10.00
小川	遥香	180, 000	9. 00
小川	穂波	180, 000	9.00
石井	裕一郎	43, 000	2. 15
下田	敏郎	18, 000	0. 90
光野	元彦	8, 400	0. 42
小室	秀夫	8, 000	0.40
上西	義行	8, 000	0.40
千田	徹	6, 400	0. 32
吉田	惠子	6, 400	0. 32
松本	久美子	6, 400	0. 32

<sup>(</sup>注)上記の持株比率は自己株式600株を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。
- 3. 会社の新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川 秀治	
取締役 CFO	光野 元彦	
取締役	山口 海	
取締役	石井 裕一郎	芦田・木村国際特許事務所 所属
取締役	吉田 惠子	芝会計事務所 代表
常勤監査役	上西 義行	
監 査 役	龍神 嘉彦	龍神国際特許事務所 代表
監 査 役	泉 多枝子	史彩監査法人 パートナー

- (注) 1. 取締役 石井裕一郎氏及び吉田惠子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2. 龍神嘉彦氏及び泉多枝子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社が社外取締役石井裕一郎氏及び吉田惠子氏、並びに常勤監査役上 西義行氏、社外監査役龍神嘉彦氏及び泉多枝子氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次 のとおりであります。

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	おまれての公路	報酬等の	対象となる			
役員区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬	賞与	ストック オプション	役員の員数 (人)	
取締役 (社外取締役を除く)	6, 000	6, 000	_	_	1	
監査役 (社外監査役を除く)	1, 440	1, 440	_	_	1	
社外役員	4, 560	4, 560		_	4	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、2005年9月29日開催の第6回定時株主総会において、年額100百万円(ただし使用人 分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名であります。
  - 3. 監査役の報酬限度額は、2005 年 9 月 29 日開催の第 6 回定時株主総会において、年額 20 百万円と決議いただい ております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1 名であります。
  - 4. 当社の役員の報酬の額につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役については代表取締役小川秀治が、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。

5. 当事業年度における取締役の報酬の額については、取締役会が代表取締役小川秀治に委任して決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

### (4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

いずれの社外役員においても、重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

- 0		) L. M. E. 11. M.
区分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	石井 裕一郎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に 出席し、弁理士としての知識と経験に基づき適宜発 言を行っております。
<b>イエクト 4</b> 又 小巾 1又	吉田 惠子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に 出席し、公認会計士及び税理士としての知識と経験 に基づき適宜発言を行っております。
龍神 嘉彦		当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、 監査役会13回のうち12回に出席し、弁理士及びニュ ーヨーク州弁護士としての知識と経験に基づき適宜 発言を行っております。
社外監査役	泉 多枝子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、 監査役会13回のうち13回に出席し、公認会計士とし ての知識と経験に基づき適宜発言を行っておりま す。

### 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称 Moore至誠監査法人

(注) Moore至誠監査法人は、2022年7月1日付で、きさらぎ監査法人と合併し、名称をMooreみらい監査法人に変更しております。

### (2)報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	8,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

## (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要該当事項はありません。

- 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項
- (1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2021年11月12日に開催された取締役会で「内部統制システム構築の基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社 の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業倫理 規程」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括 する機関として取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」及び「リスク 管理委員会」を設置し、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。
  - (2) 当社の役職員等は、当社役職員等による業務上の不正行為を認知した場合、職制を通じて速やかに事実の報告を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けることがないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
  - (3) 内部監査人は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。
  - (4) 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
  - (5) 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 当社は業務上取り扱う情報について、「機密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切 に保存・管理する体制を整備し運用する。
- (2) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・ 管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクマネジメントを重視した経営を行う上で、リスクマネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
- (2) 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を 行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
- (3) 当社は、重大な事故、災害の発生など、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「危機管理規程」に則り、管理及び対策を行う。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続について定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- (2) 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行う。 また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティ ングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。
- (3) 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画 を策定する。
- (4) 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、効率的に内部統制を進める手段として活用する。
- (5) 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。
- (6) 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部監査人が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。
- ⑤監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役は補助すべき使用人を置くものとする。
  - (2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。
- ⑥取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
  - (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
  - (2) 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。
  - (3) 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査役に通報する。
  - (4) 取締役及び使用人からの監査役への通報については、通報内容を秘密として保持する とともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

- ⑦監査役の職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還の手続その他の 当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - (1) 監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
  - (2) 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、「監査役監査基準」に定めるところにより、当該費用を会社に請求することができる。

### ⑧その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行う。
- (2) 監査役は、内部監査人及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
- (3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

### ⑨反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。
- (2) 警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための整備を推進する。
- (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査役及び内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。監査役による監査役監査計画や内部監査担当者による内部 監査計画に基づき、当社の業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る会計監査等を行っております。

### ②コンプライアンス体制

当社は法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するための規範である「企業倫理規定」並びに「コンプライアンス規程」を制定しており、これを全社閲覧媒体における掲示等、当社取締役及び使用人に対する継続的な周知を行っております。

一方で、当社では全社のコンプライアンス体制の整備及び改善を目的とした、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しており、それぞれ四半期毎に会議を開催しております。当会議で討議された内容は、必要に応じ関係各所へ周知され、全社的なコンプライアンスへの意識向上を図っております。

### ③取締役会の主な運用状況

取締役会の規定に基づいて、定時取締役会は毎月1回以上開催することとしており、当事業年度においては12回、及び臨時取締役会を必要に応じて随時、当該事業年度においては4回開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

以上

# **貸 借 対 照 表** (2022年6月30日現在)

(単位:千円)

科目	金額科目	金額
(資産の部)	(負債の部)	
流動資産	301,508 流 動 負 債	212, 054
現金及び預金	80,286 1年内返済予定の長期借入	金 11,436
	32,049 未 払 🕏	金 11, 375
前 払 費 用		用 25, 594
預け金	未払法人税等   178,628	等 19,468
	一 木 払 / 用 賃 代 ¬	等 5,034
そ の 他		益 121,826
固定資産	362, 362 その作	也 17, 319
有 形 固 定 資 産	45, 504	
建物	<sub>14,309</sub> 固定負債	58, 081
構築物	815 長期借入金	金 58, 081
工具器具備品	308 負 債 合 計	270, 135
土 地	31,572 (純資産の部)	
減価償却累計額	△1,501 株 主 資 本	378, 547
	68, 405	100, 000
	∥	278, 787
ソフトウェア		金 23, 195
ソフトウェア仮勘定	17,071 その他利益剰余金	金 255, 591
投資その他の資産	248,452 繰越利益剰余金	金 255, 591
投 資 有 価 証 券	223, 364 自 己 株 式	△240
差入保証金	17,822 評価・換算差額等	15, 187
長期前払費用	1,326 <b>その他有価証券評価差額金</b>	15, 187
繰延税金資産	5,939 純資産合計	393, 735
資 産 合 計	663,870 負債・純資産合計	663, 870

<u>損 益 計 算 書</u> (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

		科		目			金	額
売		上	7	高				408, 489
売	上	原	ſi	西				113, 564
売		上	総	禾	IJ	益		294, 925
販売	費及	び一般	管理費	貴				220, 625
営		業		利		益		74, 300
営	業	外」	仅 3	益				
受		取		利		息	0	
受		取	配	븰	á	金	12, 766	
そ			の			他	236	13, 002
営	業		費	Ħ				
支		払		利		息	756	
支		払	保	訂	E	料	365	
そ			の			他	76	1, 199
経		常		利		益		86, 103
特	別	利		益				
投	資	有 価		券売	却	益	29, 072	29, 072
特	別	損		<del>Ļ</del>				
投	資	有 価		券売		損	2, 780	
事	務		移	転	費	用	1, 133	
減		損		損		失	1, 945	5, 860
税	引		当其		利	益		109, 316
				及び			36, 002	_
法	人		等	調	整	額	△3, 445	32, 557
当		期	純		IJ	益		76, 759

 株主資本等変動計算書

 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

			株主		評価・換					
	利益剰余金									
	資本金	利益	その他利 益剰余金	利益剰余	自己 株式	株主資本合計	その他有 価証券評	評価・換 算差額等	純資産 合計	
		準備金	繰越利益 剰余金	金合計			価差額金	合計		
当期首残高	100, 000	18, 997	225, 018	244, 016	△240	343, 776	17, 890	17, 890	361, 667	
当期変動額										
剰余金の配当		4, 198	△46, 186	△41, 987		△41, 987			△41, 987	
当期純利益			76, 759	76, 759		76, 759			76, 759	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							△2, 703	△2, 703	△2, 703	
当期変動額合計	_	4, 198	30, 572	34, 771	_	34, 771	△2, 703	△2, 703	32, 067	
当期末残高	100, 000	23, 195	255, 591	278, 787	△240	378, 547	15, 187	15, 187	393, 735	

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ①その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理 し、売却原価は、移動平均法により算出)

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備 は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額 法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6~23年

構築物 15 年

工具器具備品 5年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア(自社利用) 5年 3年

ソフトウエア(市場販売目的)

### (3) 引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上してお ります。なお、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、当事業年度において は、貸倒引当金を計上しておりません。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足 する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

PassLogic のパッケージソフトウエア販売等については、顧客が当該製品等に対する支配 を獲得し、履行義務が引き渡し時等に充足されるので、「一時点で認識する収益」としてい ます。

また、PassLogic の利用ライセンス及び保守サポートの提供等については、顧客が当該製 品に対する支配を獲得し、履行義務がサービスの提供が完了した時点で充足されるので、

「一定期間にわたって認識する収益」としています。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客との契約が工程毎に分割されるものの、全体として単一の履行義務であると判断される自社製品のカスタマイズ等の受託開発契約の一部は結合の上、進捗度を合理的に見積り、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の繰越利益剰余金の期首残高への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。これによる当事業年度の財務諸表への影響はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 2,000,000 株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 600 株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2021年9月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式 配当金の総額 41.987 千円

1株当たり配当額 42円00銭(21円00銭)

基準日 2021 年 6 月 30 日 効力発生日 2021 年 9 月 30 日

(注) 当社は、2021 年 10 月 5 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。 1 株当たり配当額については、当該株式分割を考慮した数値として() )内に記載しております。

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2022年9月29日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

株式の種類普通株式配当金の総額37,988 千円配当金の原資利益剰余金1株当たり配当額19 円 00 銭

 基準日
 2022 年 6 月 30 日

 効力発生日
 2022 年 9 月 30 日

### (税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税等	2,016 千円
未払賞与	6, 912 "
未払賞与に係る社会保険料	1, 038 "
減価償却超過額	1, 236 "
資産除去債務	708 "
その他	2, 058 "
繰延税金資産合計	13,970 千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△8,031 千円
繰延税金負債合計	△8, 031 ″
繰延税金資産の純額	5,939 千円

### (金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資は短期的な預金等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、投資有価証券への投資を行っております。また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

### (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、 主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続に従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、 保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算 定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるた め、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

### 当事業年度(2022年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	223, 364	223, 364	_
差入保証金	17, 822	17, 730	△92
資産計	241, 186	241, 094	△92
1 年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	69, 517	69, 103	△413
負債計	69, 517	69, 103	△413

<sup>(</sup>注)「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が 帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり当期純利益 38円39銭

2. 1株当たり純資産 196円93銭

(注) 当社は、2021 年 10 月 5 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に当該 株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益を算定しております。

### (収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

一定期間にわたって認識する収益	327, 227	千円
一時点で認識する収益	81, 262	"
顧客との契約から生じる収益合計	408, 489	"
その他の収益	_	"
外部顧客への売上高	408, 489	千円

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 資産の評価基準及び評価方法 (4) 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

以 上

### 独立監査人の監査報告書

2022年9月8日

パスロジ株式会社 取締役会 御中

> Mooreみらい監査法人 東京都千代田区

> > 指定社員

公認会計士 梅澤 慶介

業務執行社員 指定社員

公認会計士 吉原 浩

業務執行社員

### 監查音見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パスロジ株式会社の2021年7月1日から2022年 6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び 個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し て、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと 認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基 準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の 倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判 断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開 示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用に おける取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はそ の他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他 の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討する こと、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うこ

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事 実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的 専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項につい て報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査責任者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社にお いて業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示してい るものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、 指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月13日

パスロジ株式会社 監査役会

常勤監査役 上西 義行 (EI) 社外監査役 龍神 嘉彦 @ 社外監査役 泉 多枝子 印 以上

-23-

### 株主総会参考書類

1. 議案に関する参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけており、財務体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、安定的に配当を継続することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

- 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株当たり金 19 円 総額 37,988,600 円を利益剰余金から配当いたします。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2022 年 9 月 30 日

### 第2号議案 定款一部変更の件

本議案は、下記の目的により定款の一部を変更することについて、ご承認をお願いする ものであります。

### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書き に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度 が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ①変更案第 18 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第 18 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設・削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。
- (2) 監査を通じたさらなるガバナンスの向上を図り、監査機能を一層強化することを 目的に、監査役の員数を現行の3名以内から5名以内に変更することといたしま す。また、文言の整備による変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

	(下線部分は変更固所を示しております。
現行定款	変更案
第1条~第17条(条文省略)	第1条~第17条(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	
会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類	
に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令	
に定めるところに従いインターネットを利用する方	
<u>法で開示することにより、株主に対して提供したも</u>	
<u>のとみなすことができる。</u>	
(新設)	
	第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	会参考書類等の内容である情報について、電子提供
	措置をとるものとする。
	   <u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務</u>
	省令で定めるものの全部又は一部について、議決権
	の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付
	<u>する書面に記載しないことができる。</u>
第19条~第29条 (条文省略)	第19条~第29条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第30条 <u>当社</u> の監査役は、 <u>3</u> 名以内とする。	第30条 <u>当会社</u> の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。
第31条~第44条 (条文省略)	第31条~第44条 (現行どおり)
(新設)	_(附則)_
	1. 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第
	70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の
	施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」と
	いう)から6か月以内の日を株主総会の日とする株
	主総会については、定款第18条(株主総会参考書類
	<u>等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力</u>
	<u>を有する。</u>
	2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は
	前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいず
	れか遅い日後にこれを削除する。

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(5名)の任期が満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重	要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
小川 秀治 (1964年10月24日)	1997年7月 1998年8月 2000年2月		1, 321, 800株
光野 元彦 (1972年 1 月13日)	2001年2月2015年12月2020年10月	当社入社 当社取締役就任(現任) 当社管理部長就任(現任)	8, 400株
鈴木 健夫 (1962年8月17日)	1985年4月 1998年2月 2018年11月	日立ソフトウエアエンジニアリング株式会社入社 EMCジャパン株式会社入社 当社入社 技術部長就任(現任)	
石井 裕一郎 (1967年8月5日)	1997年4月 1999年5月 2001年12月	弁理士登録 芦田・木村国際特許事務所入所(現任) 当社社外取締役就任(現任)	43, 000株
吉田 惠子 (1954年 1 月26日)		昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所公認会計士登録 税理士登録 芝会計事務所設立 所長就任(現任) 当社社外取締役就任(現任)	6, 400株
荒井 透 (1958年10月6日)	1981年4月 1983年10月 1988年8月 1989年6月 1990年4月 2006年6月 2014年4月 2018年6月 2021年4月 2022年4月	菱電エレベータ施設株式会社入社 文部省高エネルギー物理学研究所(現大学共同利用機 関法人高エネルギー加速器研究機構)データ処理セン ター入所 三菱商事株式会社入社(アンガマン・バス株式会社出向) アンガマン・バス株式会社入社 ネットワンシステムズ株式会社入社 同社取締役就任 同社取締役 常務執行役員就任 同社代表取締役社長 社長執行役員就任 同社相談役就任 目社相談役就任	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 石井裕一郎氏、吉田惠子氏及び荒井透氏は社外取締役候補者であります。
  - 3. 石井裕一郎氏、吉田惠子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会集結の時をもって石井裕一郎氏が20年、吉田惠子氏が17年となります。
  - 4. 石井裕一郎氏は、弁理士として、知的財産権に関する豊富な実務経験と高度な IT 系の技術知見を有していることから、これらの経験・知見に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - 5. 吉田惠子氏は、公認会計士及び税理士として、会計及び税務に関する専門的知識と豊富な経験を有していることから、これらの経験・知見に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- 6. 荒井透氏は、上場会社の取締役を歴任し、技術・営業・経営の3方向での幅広い見識と豊富な経験を有していることから、これらの経験・知見に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 7. 当社は、石井裕一郎氏、吉田惠子氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定及び当社定款に基づき、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が再任された場合には、両氏と の間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める 最低責任限度額としております。
- 8. 当社と荒井透氏は、同氏が原案どおり選任された場合には、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役上西義行氏の任期が満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重	要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
上西 義行 (1949年8月24日)	1996年6月 2003年6月 2006年8月 2009年2月 2009年4月 2011年6月 2013年3月	株式会社東洋情報システム(現 TIS株式会社)取締役就任 株式会社エス・イー・ラボ(ネオアクシス株式会社に名称変更後、現・株式会社アグレックスに吸収合併) 代表取締役副社長兼執行役員就任 当社取締役就任 当社取締役辞任 TIS株式会社参与調達本部長就任 株式会社アグレックス取締役就任 当社常勤監査役就任(現任)	8, 000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 上西義行氏は常勤監査役候補者であります。
  - 3. 上西義行氏は、上場会社の取締役を歴任し、技術・営業・経営の3方向での幅広い見識と豊富な経験を有していることから、専門的かつ独立した見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、引き続き常勤監査役として選任をお願いするものであります。
  - 4. 当社は、上西義行氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定及び当社定款に基づき、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

以上